裏金は脱税ではないのか 税法専門家に疑問を聞いた

三木義一・青山学院大学名誉教授 2024年3月18日



参院予算委員会で質問に答える岸田文雄首相 = 国会内で 2024 年 3 月 13 日、竹内幹撮影

キックバック(還流)を受けて、どこにも届けず裏金にして、大金を隠していた――。でも課税されない。

税法の専門家で、青山学院大学の学長も務めた**三木義一さん**に疑問を聞きました。【聞き手・須藤孝】

\Diamond \Diamond \Diamond \Diamond

――「政治活動には課税されない」とよく言います。

三木氏 この言い方が本当に正しいか、よく考えてほしいと思います。**前提があります**。

政治活動はみなさんのための公益活動です。政治家はおカネをもらうために政治をやっているのではないはずです。政治には利益を上げる活動は基本的にないはずです。だからそもそも課税する前提にはならないというだけの話なのです。



参院政治倫理審査会で弁明する自民党の世耕弘成前参院幹事長

= 国会内で 2024 年 3 月 14 日、北山夏帆撮影

もし、政治活動を通じて**なんらかの私的利益が入ってくるならば、課税の対象** にならなければおかしいのです。政治家の活動であっても私的利益につながって いるのであれば、当然、庶民と同じように課税対象です。ここを間違えては困ります。

政治家は聖域?

- 一一政治家は<u>自分の活動であれば、みな課税されないと思っているふしが</u>あります。
- ◆政治活動は聖域だと思っているのでしょう。しかも**政治家にとって政治はほとんど自分の生活そのもの**ですから、生活は全部、非課税だと思っているように見えます。

しかし**政治活動費は生活費ではありません。そのことがわかっていないから、 ここまで間違った道に来てしまった**のです。

- ――裏金は事実上、脱税ではないでしょうか。
- ◆黒い霧事件(1966年、田中彰治衆院議員=当時=を所得税法違反=脱税=で告発)までは税務当局は政治家を調査してきませんでした。その後も**及び腰**です。

政治家が「政治活動に使った」と主張するなら、「証明書を出せ、出せないなら課税する」と言えるはずですが、それで課税すると、その政治家が後日、財務相として登場することなどが実際にありましたから、官僚は保身から及び腰になるのです。



■自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件を受けた衆院政治倫

理審査会で挙手する高木毅前国対委員長=国会内で2024年3月1日(代表撮影)

政治家の言うがまま

- ――実態としては、政治家が政治活動であると言えば、それだけで通ってしまっているように思えます。
- ◆我々庶民には厳しく証明を求めるのに、**政治家には、言うがまま**に認めてきました。

政治家はみんなのために仕事をしているわけですから、私的な利益とつながってもらっては困ります。だから政党助成金があり、月 100 万円の調査研究広報滞在費(旧文書通信交通滞在費)も与えているわけです。その前提で非課税になっていることを忘れてもらっては困ります。

庶民ならあり得ない

- 一一政治家は、<u>政治活動だから裏金であっても使途は私の自由、と言っている</u>ように聞こえます。
- ◆裏金は政治団体(派閥)からキックバックされたものです。**現行法でも、団体から政治家個人に渡されたら雑所得で課税の対象**になります。政治家はキックバックを受けたのは**政治団体だから納税する必要はない**と言いますが、通常の庶民に対する税務調査ではそんな主張は認められません。あり得ないことです。

「どうしてあなた書かなかったの」「団体のものを勝手にやったのですか」 「<mark>領収書は</mark>どうしたのですか」「あなた<mark>個人のものにした</mark>のでしょう」などと言 われます。普通の人は税務調査で厳しく問われます。



参院政治倫理審査会で弁明する自民党の西田昌司氏=国会内で

2024年3月14日、幾島健太郎撮影

政治家は「うっかりしていました、**本当は団体に入れるつもり**でした」ということですが、普通の会社の社長がこんなことを言っても税務署は認めません。裁判例もあります。

書類も何もなければ普通だったら課税されます。検察も国税庁も脱税で追及できます。それをやらないことがそもそもおかしいのです。

- ――事務所の引き出しに入れていたと言う議員もいます。
- ◆一般の人にはあんなに厳しい調査をしているのにどうして政治家にはこんな にやさしいのでしょう。



記者会見冒頭に頭を下げる自民党の萩生田光一前政調会長=

東京都千代田区で2024年1月22日、宮武祐希撮影

おかしなことがまかり通っている

- ――<mark>おカネを隠していたのに課税されない</mark>のは納得できません。
- ◆国税庁はなぜ、こんなものを政治活動費として認めるのか明らかにすべきです。そして、それは一般の市民が調査を受けた時にも同じようにすべきです。ちゃんと記載している人まで課税しろということではないのです。
 - ――政治家が自分で決めていることです。
- ◆こんなおかしいことがよくまかり通ると思います。こうなっているのは長期 政権が続いて政権交代がほとんど起きないからです。おかしいことをなおす機会 がありません。自分を律することができない人が自分のことを決めているからこ うなるのです。